

第4節

国・県・他市町村と連携した取り組み

1 国・他自治体からの情報収集員、応援職員の受入れ

危機管理課

【対応の状況】

○リエゾン（情報収集員）

地震直後からリエゾン（情報収集員）が各機関より配置された。

国土交通省・自衛隊・鳥根県・鳥根県警察本部・大田市消防本部

○各種調査（応急危険度判定調査・家屋被害認定調査）

鳥根県、鳥取県、鳥根・鳥取県内市町、岡山県笠岡市住宅供給公社、建築士会から支援を受け、被害に係る調査を行った。

○保健師、カウンセラー

被災者の心のケアを中心に保健師、カウンセラーの派遣を受けた。

【円滑に対応できた点】

- ・鳥取県中部地震で災害対策業務の経験がある鳥取県倉吉市からの支援を受け、調査体制の立ち上げができた。
- ・国土交通省、鳥根県のリエゾンと情報共有をすることにより、ブルーシート等支援物資の円滑な調達ができた。
- ・市立病院高架タンク破損により診療・入院に影響が出る可能性があったことから、自衛隊と情報を共有することにより円滑な給水体制の確立ができた。
- ・災害対策本部会議にリエゾンが出席することにより、関係機関との情報共有が円滑にできた。

【課題となった点】

- ・危機管理課執務室内での情報収集であったため、混乱した状況内での情報収集となった。

【課題に対する改善の方向性】

- ・災害対策本部事務局として広いスペースを確保し、機関ごとにテーブルを割り当てる。
市役所とした場合→4階講堂とする
消防本部とした場合→2階とする

表23 被災建築物応急危険度判定業務

(単位：人)

	本部			判定業務													合計
	島根県	鳥取県	計	島根県	鳥取県	笠岡市	松江市	浜田市	出雲市	益田市	安来市	江津市	雲南市	住宅供給公社	建築士会	計	
4月9日	2	2	4													0	4
4月10日	2	2	4													0	4
4月11日	2		2	4	4											8	10
4月12日	2		2	4	4											8	10
4月13日	2		2	2	4		1		1		1	1				10	12
4月14日	1		1	8	4	2	1		1		1	1			3	21	22
4月15日	1		1	7	4	2		1		1			1		3	19	20
4月16日			0	3	4			1		1			1		7	17	17
4月17日	1		1	2			1	1			1	2	2		5	14	15
4月18日	1		1	3		2	1	1			1	2	2	1	11	24	25
4月19日	1		1	6		2								3	8	19	20
4月20日	1		1	7											13	20	21
4月23日			0												5	5	5
4月24日			0												8	8	8
4月25日			0												9	9	9
計	16	4	20	46	24	8	4	4	2	2	4	6	6	4	72	182	202

表24 被災建築物応急危険度判定業務

(単位：人)

	実施本部			支援本部		判定業務					合計
	島根県	鳥取県	計	島根県	計	島根県	鳥取県	松江市	出雲市	計	
4月11日	1	1	2	4	4	3	3	3		9	15
4月12日	2		2	4	4	3	4	3		10	16
4月13日	2		2	4	4	3	4	3		10	16
4月14日	2		2	3	3	3				3	8
4月15日	2		2	3	3	3				3	8
4月16日	2		2		0	3				3	5
4月17日			0		0	2				2	2
4月18日			0		0	2				2	2
4月19日			0		0	2				2	2
4月23日			0		0	2		3		5	5
4月24日			0		0	2			3	5	5
計	11	1	12	18	18	28	11	12	3	54	84

8 表25 災害に係る住家被害認定業務（1次）従事者数（支援自治体）

	統括支援			調査支援				調査																				合計		
	倉吉市	三朝町	計	鳥根県	鳥取県	松江財務事務所	計	笠岡市	鳥根県	松江市	浜田市	出雲市	益田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	川本町	邑南町	津和野町	鳥取市	倉吉市	境港市	智頭町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町		計	
4月19日	3		3				0																					0	3	
4月20日	3		3				0																					0	3	
4月21日	3		3				0																					0	3	
4月22日	3		3				0																					0	3	
4月23日		2	2	1	2	2	5	2	15	1					1			2								2	2	2	27	34
4月24日		2	2	1	2	2	5	2	15	1					1			2								2	2	2	27	34
4月25日			0	1	2	2	5	2	15	1					1			2								2	2	2	27	32
4月26日			0	1	2	2	5	2	15					1		1			2							2	2	2	27	32
4月27日			0	1	2	2	5	2	15		1			1					2							2	2	2	27	32
4月28日			0	1	2		3		15												2	2	2					21	24	
4月29日			0	1	2		3		15	1				1							2	2	2					23	26	
4月30日			0	1	2		3		15	1											2	2	2					22	25	
5月1日			0	1	2		3	2	14	1	1	1		1						2	2	2	2					28	31	
5月2日			0	1	2		3	2	14												2	2	2					22	25	
5月3日			0	1	2		3		15															2	2		2	21	24	
5月4日			0	1	2		3		15															2	2		2	21	24	
5月5日			0	1	2		3		15															2	2		2	21	24	
5月6日			0	1	2		3		15															2	2		2	21	24	
5月9日			0				0		15																			15	15	
5月10日			0				0		15																			15	15	
5月11日			0				0		15																			15	15	
5月14日			0				0		12	1	1	1		1		3												19	19	
5月15日			0				0		12	1		1		2				2										18	18	
5月16日			0				0		9	1		1		3	1					2								17	17	
5月17日			0				0		9	1		1		1	1													13	13	
5月18日			0				0		9	1		1		2														13	13	
5月21日			0				0		12	1		1				2												16	16	
5月22日			0				0		9	1		1		1		1	2											15	15	
5月23日			0				0		9	1		1		1		1	2											15	15	
計	12	4	16	14	28	10	52	14	334	14	3	9	1	14	5	8	4	8	4	4	10	10	10	8	18	10	18	506	574	

表26 災害に係る住家被害認定業務（2次）従事者数（単位：人）

	島根県
5月28日	4
5月29日	4
5月30日	4
5月31日	4
6月1日	4
6月4日	4
6月5日	4
6月6日	4
6月7日	4
6月8日	4
計	40

表27 在宅高齢者訪問事業等従事者数（支援自治体・機関）（単位：人）

	保健活動支援				訪問事業							合計
	健康 推進課	県央 保健所	浜田 保健所	計	健康 福祉 総務課	地域 福祉課	健康 推進課	高齢者 福祉課	出雲 保健所	県央 保健所	計	
4月11日	1	1	1	3							0	3
4月12日	1	1	1	3							0	3
4月13日	1	1	1	3							0	3
4月16日				0	1		2			6	9	9
4月17日				0	1		2			5	8	8
4月18日				0			2	1		5	8	8
4月19日				0		1		1	1	5	8	8
4月20日				0						5	5	5
計	3	3	3	9	2	1	6	2	1	26	38	47

表28 臨床心理士等による巡回相談従事者数（単位：人）

	巡回相談			実施保育園
	臨床心理士	児童心理司	計	
5月23日	1	1	2	久手
5月24日	1	1	2	久手
5月28日	1	1	2	久手
5月31日	1	1	2	久利
計	4	4	8	

第5節

災害業務を行うための庁内体制

1 職員体制

人事課

【対応の状況】

（避難所開設）発災時、市内28支部の支部長、副支部長により避難所開設。10日から本庁動員体制に移行、各避難所に避難者数により2～4名の職員を配置。4月25日(水)に避難所閉鎖。

（災害対策本部付け）発災時には全正規職員が登庁し電話対応、各所管関係施設等へ被害状況の確認を実施。10日から本庁動員体制に移行し各部2名を参集し、市民からの電話、来庁者への対応を実施するとともに、必要に応じ各班への応援を実施。

（総合相談窓口）4月11日(水)総務課に設置し本部付け職員対応。4月16日(月)本庁動員に移行6名体制、8：30～18：00、夜間は本部付け職員対応。4月21日(土)4階小講堂へ移設15名体制。5月21日(月)9名体制。以降規模縮小しながら8月20日(月)で閉鎖、各課対応に移行。

（家屋被害調査）1次は税務課中心、経験者動員、2次は都市計画課中心、案内に本庁動員。

【円滑に対応できた点】

これまでにない災害で、長期にわたり動員体制を継続したが、職員の忍耐力と意識の高さに支えられた。特に、それぞれの持ち場において、自発的にマニュアル等を作成し業務の引き継ぎが行われたことは、今後につながるものと考えられる。

【課題となった点】

- ・長期にわたる災害対応が想定されていなかったこと。
- ・限られた職員を割り振ることから、致し方ない部分もあるが、各支部長、ブロック応援隊の配置や各班の業務、各課が所管する関係施設等への対応において、必要な人員が確保できない状況にあること。
- ・動員による正職員の負担が過大となったこと。

【課題に対する改善の方向性】

長期にわたる災害対応の想定が必要である。特に、避難所、災害対策本部付けで夜間の勤務となる場合の職員の勤務体制等を整備しておく必要がある。また、今回は地震被害の調査に専門職員が不足し一部職員に負担が集中したこと、避難所運営についても各地域の特色に応じた対応が必要であることから、研修等も必要である。

災害時にそれぞれ必要な配置を詳細に検討すること、動員にあたっても、各部署で可能な範囲を設定しておく必要がある。

職員動員について、正規職員に負担がかかりすぎた感があり、市役所が統一的に対応するためにも、非正規職員に対する災害時の役割の明確化、研修の実施し、総合窓口業務への配置を今後検討したい。

2 業務継続計画

危機管理課

【対応の状況】

災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務が的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要である。

策定にあたっての重要6項目

- 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ・首長が不在の場合の職務代行順位を定める。
 - ・災害時の職員参集体制を定める。
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ・本庁舎が使用できなくなった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。
- 電気、水、食料等の確保
 - ・停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。
 - ・業務を遂行する職員等のため水、食料等を確保する。
- 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - ・断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不可能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。
- 重要な行政データのバックアップ
 - ・業務の遂行に必要となる行政データのバックアップを確保する。
- 非常時優先業務の整理
 - ・非常時に優先して実施すべき業務を把握する。

【円滑に対応できた点】

- 市長が発災後速やかに登庁し、陣頭指揮
 - 市長は、発災後の午前2時には登庁し、陣頭指揮を執った。
- 多くの職員が速やかに参集
 - 大田市地域防災計画（地震災害対策編）に、震度5強以上の地震発生の場合は、職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）する旨が規定されている。これにより、多くの職員が発災後登庁した。

【課題となった点】

- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - 昭和56年建築の本庁舎の耐震基準は、旧耐震基準（震度5程度の地震では倒壊しないこと）であったが、今回の地震（震度5強）では、倒壊することはなかった。庁舎機能への被害が見られなかったことから、災害対策本部は本庁舎に設置したが、代替庁舎である消防本部庁舎の利用を検討すること。
- 業務継続計画の発動
 - 市内で震度5強以上の地震が発生し、災害対策本部が設置された場合は、業務継続計画の発動を行い、災害業務に優先的に取り組むこととしていたが、発災が年度当初ということもあり、徹底がなされなかった。
- 温泉津・仁摩で被害が集中した場
 - 支所が利用可能であれば、支所に災害対策本部のザブ拠点置くことを検討しておく必要がある。

【課題に対する改善の方向性】

○消防本部庁舎の利用

庁舎機能が損傷した場合は、消防本部に災害対策本部を設置し、関係機関等の庁舎も活用しながら業務を継続する。

○業務継続計画の発動

非常時優先業務の見直しを行うとともに、災害時に発生する業務について一部の所属に偏りが生じないよう業務分担の平準化を行う。

○温泉津、仁摩に被害が集中した場所

支所等利用可能な施設にサブ拠点を設置する。

3 予算措置**財 政 課****【対応の状況】**

- ・平成30年4月19日の臨時市議会において、被災者の生活再建や救済に係る補助金、災害復旧費、その他の震災関連の経費について緊急に編成した補正予算を上程し、短期間のうちに必要経費を予算措置した（別表1）。
- ・その後6月、9月、12月、3月の定例市議会においても予算の補正を行い、迅速な復旧・復興に向けた予算編成を行った。
- ・これら震災関連の経費は、平成30年度一般会計予算額（3月補正後）で12億1千6百万円余りとなった（別表2）。
- ・また、4月補正予算12億円の全ての財源を財政調整基金の取り崩しで対応したが、これに代わる財源確保のため、国・県の関係機関に財政支援の要望活動を行った（別表3）。

【円滑に対応できた点】

- ・4月16日午前11時現在の第1次集約として災害対策本部に報告された公共施設の被害状況等を基に、財政課主導で4月補正予算の編成を行った。
- ・4月の補正予算成立後は速やかに担当部署に予算を配分するとともに、その後の状況変化に予算の所管替え、流用により柔軟に対応したことで、迅速な予算措置を行うことができた。
- ・島根県の関係部署と密な連絡調整を図ることで、6月以降の補正予算において財源の確保（財源組替）をすることができた。

【課題となった点】

- ・今回の初動体制となる4月の補正予算の財源は財政調整基金の取り崩しで対応したが、それ相当の基金残高を有していなければ補正予算を編成することもできないため、今後はこの減少した基金残高を被災前以上に確保していかなければならない。

【課題に対する改善の方向性】

- ・中長期財政見通しと財政健全化の施策を示しながら、これまで以上に徹底した行財政改革に取り組み、健全な財政運営を図っていくとともに、一定規模の基金残高の確保に努めていく。

【別表1】

島根県西部地震(H30.4.9発生)に対する補正予算(4月補正予算)

一般会計		単位：千円 <u><u>1,200,000</u></u>
■民生費・災害救助費・災害救助費		
・島根県西部地震被災者生活再建支援金支給事業 住宅の再建方法、住宅の損壊の程度や世帯人数に応じて支援するもの	176,550	
■消防費・消防費・災害対策費		
・島根県西部地震対策費 事業所施設整備補助等の補助事業及び人件費、事務費	255,100	
■災害復旧費（718,660）		
・厚生労働施設災害復旧費 保育園、サンレディー大田等	17,600	
・農林水産施設災害復旧費 農道、波根東漁港等	218,600	
・公共土木施設災害復旧費 市道、鳴滝公園等	203,360	
・文教施設災害復旧費 小中学校、給食センター、市民会館、石見銀山遺跡関連等	172,000	
・その他公共施設災害復旧費 まちづくりセンター、消防格納庫、市役所等	107,100	
■他会計への繰出金	45,700	
■予備費	3,990	
特別会計		
■生活排水処理事業特別会計 市町村設置型浄化槽復旧	<u><u>25,000</u></u>	
■簡易給水施設事業特別会計 富山町入石飲料水供給施設修繕	<u><u>4,000</u></u>	
■農業集落排水事業特別会計 処理場修繕（波根西、元井田）等	<u><u>2,000</u></u>	
■下水道事業特別会計 大田処理区処理場修繕	<u><u>3,000</u></u>	
公営企業会計		
■水道事業会計 断水に係る対策経費等	<u><u>8,500</u></u>	
■病院事業 貯水タンク修繕	<u><u>3,200</u></u>	

[illegible]

一般会計	災害復旧費	厚生労働施設災害復旧費	民生施設災害復旧費	鳥根県西部地震災害復旧事業	子育て支援課	公立保育園、大田わんぱく児童クラブ めだか教室、大田いきいき児童クラブ 長久ゆうゆう児童クラブ	19,500	
					介護保険課	仁摩老人福祉センターびしゃもん	1,490	
						大田老人福祉センター	122	
					環境政策課	申神墓地	1,500	
				健康増進課	仁摩保健センター	1,314		
			労働施設災害復旧費	鳥根県西部地震災害復旧事業	産業企画課	サンレディー大田	433	
			農林水産施設災害復旧費	耕地災害復旧費	鳥根県西部地震災害復旧事業	農林水産課	農道、水路、農地	68,000
				漁港災害復旧費	鳥根県西部地震災害復旧事業	農林水産課	波根東漁港、鳥井漁港	76,500
				その他農林水産施設災害復旧費	鳥根県西部地震災害復旧事業	産業企画課	ロード銀山	4,600
				観光振興課	三瓶こもれびの広場（管理棟）	100		
		公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	鳥根県西部地震災害復旧事業	土木課	市道、河川施設	194,660	
					都市計画課	鳴滝公園、高禪寺公園	1,208	
		文教施設災害復旧費	教育施設災害復旧費	鳥根県西部地震災害復旧事業	教育部総務課	小学校、中学校、幼稚園、教育研修センター	58,207	
					学校給食センター	学校給食センター	670	
				山村留学センター	山村留学センター	山村留学センター	1,032	
					社会教育課	市民会館、公民館、大田市中央図書館、文化財地区体育館、大田陸上競技場、仁万コミュニティセンター	9,697	
				石見銀山課	石見銀山関連文化財	16,442		
		その他公共施設災害復旧費	その他公共施設災害復旧費	鳥根県西部地震災害復旧事業	まちづくり定住課	まちづくりセンター、駅舎集会所	29,500	
					情報企画課	分庁舎サーバ室	660	
					管財課	市役所（本庁舎）、波根地区市有地法面	4,660	
					観光振興課	国民宿舎さんべ荘、北の原別荘地貯水タンク 北の原キャンプ場、三瓶観光リフト 西の原レストハウス、三瓶温泉源施設等	24,576	
					消防部総務課	消防本部、防火水槽	7,458	
					仁摩支所市民生活課	仁摩支所	39	
					温泉津支所市民生活課	温泉津支所	292	
		諸支出金	公営企業高料金対策費	公営企業高料金対策費	水道事業会計繰出金（鳥根県西部地震分）	管理課	8,500	
		予備費	予備費	予備費	予備費	財政課	3,990	
合 計							1,216,877	
						財源内訳	国庫支出金	72,033
							県支出金	253,721
							地方債	161,200
							その他	119,386
							一般財源	610,535

88

(特別会計)

(単位：千円)

会計名称	款名称	項名称	目名称	事業名称	所属課名称	事業内容・対象施設	予算現額
生活排水処理事業特別会計	生活排水処理事業費	施設建設費	施設建設費	島根県西部地震災害復旧事業	下水道課	市町村設置型浄化槽	10,600
簡易給水施設事業特別会計	簡易給水施設費	簡易給水施設費	管理費	島根県西部地震災害復旧事業	管理課	入石飲料水供給施設	6,411
農業集落排水事業特別会計	農業集落排水事業費	農業集落排水事業費	管理費	島根県西部地震災害復旧事業	下水道課	波根西浄化センター、 元井田クリーンセンター	87
下水道事業特別会計	下水道費	施設管理費	施設管理費	島根県西部地震災害復旧事業	下水道課	大田処理区	3,000

(公営企業)

(単位：千円)

会計名称	予算	款名称	項名称	目名称	所属課名称	事業内容・対象施設	予算現額
水道事業会計	収益の支出	水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費	管理課	時間外勤務手当等	385
				配水及び給水費	管理課	配水管・給水管、 時間外勤務手当等	4,907
				業務費	管理課	時間外勤務手当等	1,013
				総係費	管理課	時間外勤務手当等	522
	計						6,827
	資本の支出	水道事業資本の支出	建設改良費	建設総係費	水道課	時間外勤務手当等	1,673
	計						1,673
病院事業会計	収益の支出	病院事業費用	医業費用	給与費	経営企画課	時間外勤務手当	1,212
				経費	経営企画課	貯水タンク、消耗品等	1,448
	計						2,660

4 職員の健康管理・ケア

人 事 課

【対応の状況】

4月12日(木)、13日(金)の2日間、16:00～19:00まで市立病院医師1名、看護師2名による健康相談を開設し、12日は30名、13日は19名の計49名が相談に訪れた。

4月18日(水)、5月22日(火)の2日間、臨床心理士による緊急カウンセリングを実施し、4月18日は3名、5月22日は5名の計8名が相談に訪れた。

産業医と協議し、必要に応じて、健康相談を実施することとしたが、相談希望無し。

【円滑に対応できた点】

早期に、健康相談、カウンセリングを実施した。結果、震災を原因とした心身の不調による長期私傷病休暇取得者は0人。

【課題となった点】

通常であれば、月100時間超の職員に対しては、産業医との面接を必須としているが、今回、希望者に限って実施したことは、人事管理上の課題と考えている。

【課題に対する改善の方向性】

4月の時間外勤務において、100時間超が52名、200時間超が1名と多数であったため、希望者に限って実施することとしたが、今後は、産業医等との調整により、対象者全員の実施としたい。

